

茨城県地域防災計画
(風水害等対策計画編)
新旧対照表

平成30年3月

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編	茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編		
1 総 則 第1節 目 的 …………… 1 第2節 県土の自然条件 …………… 3 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 15	1 総 則 第1節 目 的 …………… 1 第2節 県土の自然条件 …………… 3 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 16		
2 風水害対策計画	2 風水害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 県土の保全 …………… 23 第2節 土砂災害防止対策 …………… 28 第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 32 第4節 都市防災 …………… 32 第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 33 第6節 農地・農業の安全対策 …………… 35 第7節 気象業務整備 …………… 36 第8節 情報通信設備等の整備 …………… 37 第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 40 第10節 火災予防 …………… 40 第11節 防災知識の普及 …………… 43 第12節 防災訓練 …………… 45 第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… 49 第14節 要配慮者支援 …………… 54	第1節 県土の保全 …………… 24 第2節 土砂災害防止対策 …………… 29 第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 33 第4節 都市防災 …………… 34 第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 35 第6節 農地・農業の安全対策 …………… 36 第7節 気象業務整備 …………… 38 第8節 情報通信設備等の整備 …………… 38 第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 41 第10節 火災予防 …………… 42 第11節 防災知識の普及 …………… 45 第12節 防災訓練 …………… 47 第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… 50 第14節 要配慮者支援 …………… 55		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 組織 …………… 58 第2節 動員 …………… 66 第3節 気象情報等計画 …………… 69 第4節 災害情報の収集・伝達 …………… 78 第5節 通信 …………… 85 第6節 広報 …………… 93 第7節 消防活動 …………… 97 第8節 水防 …………… 101 第9節 災害警備 …………… 104 第10節 交通計画 …………… 105 第11節 避難 …………… 112 第12節 食糧供給 …………… 116	第1節 組織 …………… 59 第2節 動員 …………… 67 第3節 気象情報等計画 …………… 67 第4節 災害情報の収集・伝達 …………… 76 第5節 通信 …………… 83 第6節 広報 …………… 91 第7節 消防活動 …………… 95 第8節 水防 …………… 99 第9節 災害警備 …………… 102 第10節 交通計画 …………… 103 第11節 避難 …………… 110 第12節 食糧供給 …………… 114		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	新計画 掲載頁	備考
第13節	衣料・生活必需品等供給	119	117	
第14節	給水	121	129	
第15節	要配慮者の安全確保対策	123	121	
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	127	125	
第17節	医療・助産	127	125	
第18節	防疫計画	130	128	
第19節	災害廃棄物の処理	131	129	
第20節	死体の捜索及び処理埋葬	132	130	
第21節	障害物の除去	135	133	
第22節	輸送	136	134	
第23節	労務計画	138	136	
第24節	児童生徒等の安全確保・応急教育等	138	136	
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請	140	138	
第26節	応援・受援	152	150	
第27節	農地農業	157	155	
第28節	電力施設の復旧	158	156	
第29節	東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画	159	157	
第30節	株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画	161	159	
第31節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策	162	160	
第32節	郵政事業に係る措置	162	160	
第3章 災害復旧計画		第3章 災害復旧計画		
第1節	公共施設の災害復旧	164	162	
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	166	164	
第3節	災害復旧資金	170	168	
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	171	169	
第5節	その他の保護計画	183	181	
第6節	防災関係機関の復旧計画	184	182	
3 海上災害対策計画		3 海上災害対策計画		
第1章 災害予防		第1章 災害予防		
第1節	海上交通安全の確保	189	187	
第2節	船舶の安全な運行の確保	189	187	
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	190	188	
第4節	緊急輸送活動への備え	192	190	
第5節	防災関係機関の防災訓練の実施	192	190	
第6節	災害復旧への備え	192	190	
第2章 災害応急対策		第2章 災害応急対策		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>192</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>190</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>194</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>192</u>		
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… <u>197</u>	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… <u>195</u>		
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… <u>198</u>	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… <u>196</u>		
第5節 緊急輸送の確保 …… <u>201</u>	第5節 緊急輸送の確保 …… <u>199</u>		
第6節 治安の維持 …… <u>202</u>	第6節 治安の維持 …… <u>200</u>		
第7節 応援の要請 …… <u>202</u>	第7節 応援の要請 …… <u>200</u>		
第8節 流出油等災害の補償対策 …… <u>202</u>	第8節 流出油等災害の補償対策 …… <u>200</u>		
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の航空状況 …… <u>204</u>	第1節 茨城県の航空状況 …… <u>202</u>		
第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… <u>204</u>	第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… <u>202</u>		
第3節 航空機の安全な運行の確保 …… <u>204</u>	第3節 航空機の安全な運行の確保 …… <u>202</u>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>205</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>203</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>208</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>206</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>210</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>208</u>		
第3節 捜索、救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>213</u>	第3節 捜索、救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>211</u>		
第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… <u>214</u>	第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… <u>212</u>		
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>214</u>	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>212</u>		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>215</u>	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>213</u>		
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… <u>215</u>	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… <u>213</u>		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… <u>215</u>	第8節 防疫及び遺体の処理 …… <u>213</u>		
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の鉄道状況 …… <u>216</u>	第1節 茨城県の鉄道状況 …… <u>214</u>		
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… <u>217</u>	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… <u>215</u>		
第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… <u>217</u>	第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… <u>215</u>		
第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… <u>218</u>	第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… <u>216</u>		
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>218</u>	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>216</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>222</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>220</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>223</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>221</u>		
第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>226</u>	第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>224</u>		
第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… <u>227</u>	第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… <u>225</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… <u>227</u>	第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… <u>225</u>		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>228</u>	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>226</u>		
第7節 防疫及び遺体の処理 …… <u>228</u>	第7節 防疫及び遺体の処理 …… <u>226</u>		
第3章 災害復旧 …… <u>229</u>	第3章 災害復旧 …… <u>227</u>		
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の道路交通状況 …… <u>230</u>	第1節 茨城県の道路交通状況 …… <u>228</u>		
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… <u>231</u>	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… <u>229</u>		
第3節 道路施設等の管理と整備 …… <u>231</u>	第3節 道路施設等の管理と整備 …… <u>229</u>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>231</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>229</u>		
第5節 防災知識の普及 …… <u>234</u>	第5節 防災知識の普及 …… <u>232</u>		
第6節 再発防止対策の実施 …… <u>234</u>	第6節 再発防止対策の実施 …… <u>232</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>235</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>233</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>236</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>234</u>		
第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>240</u>	第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>238</u>		
第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… <u>240</u>	第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… <u>238</u>		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… <u>241</u>	第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… <u>239</u>		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… <u>241</u>	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… <u>239</u>		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>241</u>	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>239</u>		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… <u>242</u>	第8節 防疫及び遺体の処理 …… <u>240</u>		
第3章 災害復旧 …… <u>242</u>	第3章 災害復旧 …… <u>240</u>		
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… <u>243</u>	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… <u>241</u>		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… <u>246</u>	第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… <u>244</u>		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… <u>247</u>	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… <u>245</u>		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… <u>249</u>	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… <u>247</u>		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… <u>250</u>	第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… <u>248</u>		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 …… <u>251</u>	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 …… <u>249</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… <u>252</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… <u>250</u>		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… <u>256</u>	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… <u>254</u>		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… <u>259</u>	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… <u>257</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第4節 高压ガス，火薬類の事故応急対策 …… <u>262</u> 第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… <u>266</u> 第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… <u>267</u> 第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… <u>268</u> 第8節 避難誘導対策 …… <u>269</u> 第9節 捜索・救出・救助対策 …… <u>269</u> 第10節 応援要請対策 …… <u>270</u> 第11節 医療救護対策 …… <u>270</u> 第12節 緊急輸送の確保 …… <u>270</u>	第4節 高压ガス，火薬類の事故応急対策 …… <u>260</u> 第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… <u>264</u> 第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… <u>265</u> 第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… <u>266</u> 第8節 避難誘導対策 …… <u>267</u> 第9節 捜索・救出・救助対策 …… <u>267</u> 第10節 応援要請対策 …… <u>268</u> 第11節 医療救護対策 …… <u>268</u> 第12節 緊急輸送の確保 …… <u>268</u>		
8 大規模な火事災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 災害に強いまちづくり …… <u>271</u> 第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… <u>272</u> 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え …… <u>272</u> 第4節 防災知識等の普及 …… <u>274</u> 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>275</u> 第2節 活動体制の確立 …… <u>276</u> 第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>279</u> 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>279</u> 第5節 避難の受入れ …… <u>280</u> 第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… <u>280</u> 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>280</u> 第8節 防疫及び遺体の処理 …… <u>281</u> 第3章 災害復旧 …… <u>281</u>	8 大規模な火事災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 災害に強いまちづくり …… <u>269</u> 第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… <u>270</u> 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え …… <u>270</u> 第4節 防災知識等の普及 …… <u>272</u> 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>273</u> 第2節 活動体制の確立 …… <u>274</u> 第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… <u>277</u> 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>277</u> 第5節 避難の受入れ …… <u>278</u> 第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… <u>278</u> 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <u>278</u> 第8節 防疫及び遺体の処理 …… <u>279</u> 第3章 災害復旧 …… <u>279</u>		
9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり …… <u>282</u> 第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… <u>282</u> 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>282</u> 第4節 防災活動の促進 …… <u>285</u> 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>285</u> 第2節 活動体制の確立 …… <u>287</u>	9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり …… <u>280</u> 第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… <u>280</u> 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… <u>280</u> 第4節 防災活動の促進 …… <u>283</u> 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>283</u> 第2節 活動体制の確立 …… <u>285</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 289</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 291</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 291</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 …… 291</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 291</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 …… 292</p>	<p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 287</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 289</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 289</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 …… 289</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 289</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 …… 290</p>		
<p>1 総則</p> <p>第2節 県土の自然条件</p> <p>第2 気候</p> <p>1 気候 (略)</p> <p>四季の気候をみると，冬の季節風は12月から2月にかけて最も多く，この時期に県北山間部ではしぐれることもあるが，全般には晴れの日が多い。大陸の高気圧が弱まって日本の南岸を発達した低気圧が通ると大雪になりやすく，積雪量は県南部ほど多い傾向がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 気象災害の概況</p> <p>本県においては，台風，低気圧による災害のほか，雷災，ひょう害，霜害，冷害等の気象災害がある。</p> <p>(1) 台風（昭和16年以降）</p> <p>① 昭和16.7.22（第8号）</p> <p>② 昭和17.9.19（第21号）</p> <p>③ 昭和18.10.3（第27号）</p> <p>④ 昭和19.10.8（第20号）</p> <p>⑤ 昭和20.9.18（第16号 枕崎台風）</p> <p>⑥ 昭和22.9.15（第9号）</p> <p>⑦ 昭和23.9.16（第21号）</p> <p>⑧ 昭和24.9.1（第10号）</p> <p>⑨ 昭和25.8.3（第11号）</p> <p>⑩ 昭和36.10.10（第24号）</p> <p>10日8時ごろ房総半島勝浦付近に上陸，9時に銚子の西から海上を千島方面に去った。水戸の雨量は75mm，風速は北の28m/sであった。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 総則</p> <p>第2節 県土の自然条件</p> <p>第2 気候</p> <p>1 気候 (略)</p> <p>四季の気候をみると，冬の季節風は12月から2月にかけて最も多く，この時期に県北山間部ではしぐれることもあるが，全般には晴れの日が多い。大陸の高気圧が弱まって日本の南岸を発達した低気圧が通ると大雪になりやすく，積雪量は県南部ほど多い傾向がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 気象災害の概況</p> <p>本県においては，台風，低気圧による災害のほか，雷災，ひょう害，霜害，冷害等の気象災害がある。</p> <p>(1) 台風（昭和16年以降）</p> <p>① 昭和16.7.22</p> <p>② 昭和17.9.19</p> <p>③ 昭和18.10.3</p> <p>④ 昭和19.10.8</p> <p>⑤ 昭和20.9.18（枕崎台風）</p> <p>⑥ 昭和22.9.15</p> <p>⑦ 昭和23.9.16</p> <p>⑧ 昭和24.9.1</p> <p>⑨ 昭和25.8.3</p> <p>⑩ 昭和36.10.10（第24号）</p> <p>10日8時ごろ房総半島勝浦付近に上陸，9時に銚子の西から海上を千島方面に去った。水戸の雨量は75mm，風速は北の風28m/sであった。</p> <p>⑫ 平成29.10.21～23（台風第21号）</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>7</p> <p>12</p>	<p>誤記の修正</p> <p>気象庁の台風統計開始年以前の台風番号の削除</p> <p>誤記の修正</p> <p>時点更新</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(2) その他の洪水</p> <p>④ 平成 27.9.9～10（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨） （略）</p> <p>7 日 18 時から 11 日 12 時までの雨量は、古河で 297.5mm、坂東で 265.0mm、下妻で 228.5mm など、南部を中心に 200mm を超えた所があった。最大 1 時間降水量は、石岡市柿岡で 56.0mm（10 日 07 時 09 分までの前 1 時間）、常陸太田市中野で 49.5mm（10 日 09 時 39 分までの前 1 時間）、小美玉市美野里で 46.0mm（10 日 08 時 20 分までの前 1 時間）を観測。月最大 24 時間降水量は、古河で 247.0mm（10 日 05 時 00 分までの前 24 時間）となり、統計開始以来の記録第 1 位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で堤防から越水、同市三坂町で堤防が決壊した。</p> <p>（略）</p> <p>被害は、死者 9 名（災害関連死 6 名含む）、負傷者 54 名、全壊 54 棟、半壊 5,497 棟、床上浸水 202 棟、床下浸水 3,780 戸、被害額約 360 億 8,424 万円等であった。</p> <p>※被害状況は平成 28 年 12 月 16 日時点</p> <p>4 風水害対策計画 第 1 章 災害予防 第 1 節 県土の保全 第 1 治山治水計画</p>	<p><u>台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり、22 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上し、23 日 3 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。</u></p> <p><u>茨城県では、台風の接近、通過により 22 日昼前から雨が強まりはじめ、1 時間降水量が古河で 27.5mm（23 日 4 時 6 分）、北茨城市花園で 26.5mm（23 日 5 時 23 分）の強い雨となった。20 日 12 時から 23 日 15 時までの総降水量は、北茨城市花園で 267.5mm、高萩市大能で 217.0mm など大雨となった。</u></p> <p><u>県内の被害は、死者 1 名、負傷者 7 名（重傷 1、軽傷 6）、住家被害 7 件（全壊 1、床下浸水 5、一部損壊 1）。</u></p> <p>(2) その他の洪水</p> <p>④ 平成 27.9.9～10（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨） （略）</p> <p>7 日 18 時から 11 日 12 時までの雨量は、古河で 297.5mm、坂東で 265.0mm、下妻で 228.5mm など、南部を中心に 200mm を超えた所があった。最大 1 時間降水量は、石岡市柿岡で 56.0mm（10 日 07 時 09 分までの前 1 時間）、常陸太田市中野で 49.5mm（10 日 09 時 39 分までの前 1 時間）、小美玉市美野里で 46.0mm（10 日 08 時 20 分までの前 1 時間）を観測。月最大 24 時間降水量は、古河で 247.0mm（10 日 05 時 00 分までの前 24 時間）となり、統計開始以来の記録第 1 位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で溢水、同市三坂町で堤防が決壊した。</p> <p>（略）</p> <p>被害は、死者 15 名（災害関連死 12 名含む）、負傷者 56 名、全壊 54 棟、半壊 5,542 棟、床上浸水 230 棟、床下浸水 3,880 戸、被害額約 360 億 8,424 万円等であった。</p> <p>※被害状況は平成 29 年 10 月 16 日時点</p> <p>4 風水害対策計画 第 1 章 災害予防 第 1 節 県土の保全 第 1 治山治水計画</p>	<p>14</p> <p>14</p>	<p>誤記の修正</p> <p>時点更新</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>1 治山計画 (2) 治山施設の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,237箇所あり、その内訳は次のとおりである。(平成28年2月末現在) 山地災害危険地区（民有林）1,176箇所 （国有林） 21箇所※資料8-1, 資料8-12</p> <p>海岸防災__荒廃危険地区 40箇所※資料8-13 (略)</p> <p>2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成27年度末現在で、民有保安林17,666ha、国有保安林38,025ha、計55,691haの保安林が整備されている。</p> <p>4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要は資料20-3のとおりである。</p>	<p>1 治山計画 (2) 治山施設の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,237箇所あり、その内訳は次のとおりである。(平成29年10月末現在) 山地災害危険地区（民有林）1,176箇所 （国有林） 21箇所※_____資料8-12</p> <p>海岸防災林荒廃危険地区 40箇所※資料8-13 (略)</p> <p>2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成28年度末現在で、民有保安林17,716ha、国有保安林38,025ha、計55,741haの保安林が整備されている。</p> <p>4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要は資料19-3のとおりである。</p>	<p>24</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>26</p>	<p>時点修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>時点修正</p> <p>誤記の修正</p>
<p>第3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川：山田川、里川、藤井川、桜川（水戸）、涸沼川、横利根川 ・県管理河川：花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川</p> <p>3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。 なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。 <u>(新設)</u></p>	<p>第3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川：山田川、里川、藤井川、桜川（水戸）、涸沼川、横利根川 ・県管理河川：花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、<u>八間堀川、恋瀬川</u></p> <p>3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。 なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。 <u>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p>27</p> <p>28</p>	<p>水位情報周知河川の指定</p> <p>防災基本計画の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>4 避難体制等の整備</p> <p>(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法</p> <p>イ <u>避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>ウ <u>浸水区域内に地下街等（地下街、劇場、駅等その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法</u></p> <p>(3) 市町村は、<u>避難について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国又は県及び水防管理者等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示（緊急）等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとする。</u></p> <p><u>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。</u></p> <p>第2節 土砂災害防止対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策 3 警戒避難体制の整備</p>	<p>4 避難体制等の整備</p> <p>(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法</p> <p>イ <u>避難場所及び避難経路に関する事項</u></p> <p>ウ <u>洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>エ <u>浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法</u></p> <p><u>(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの</u></p> <p><u>(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの</u></p> <p><u>(ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの</u></p> <p>(3) 市町村は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</u></p> <p><u>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p>第2節 土砂災害防止対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策 3 警戒避難体制の整備</p>	<p>28</p> <p>28</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画の修正等</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(1) 市町村は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。 <u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u> <u>イ 警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u></p> <p>(3) 市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国又は県等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、<u>避難すべき区域、避難指示（緊急）・勧告等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成する。</u> <u>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。</u></p>	<p>(1) 市町村は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。 <u>ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項</u> <u>イ 避難場所及び避難経路に関する事項</u> <u>ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項</u> <u>エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項</u> <u>また、市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</u></p> <p>(3) 市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、<u>避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</u> <u>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>30</p> <p>30</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
<p>第5 土砂災害警戒情報の発表 4 土砂災害警戒情報の活用 <u>市町村は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。</u></p>	<p>第5 土砂災害警戒情報の発表 4 土砂災害警戒情報の活用 <u>市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p>	<p>33</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第3節 道路・港湾の安全対策</p> <p>2 港湾 主要港及び主要漁港の整備状況は、資料21-2～21-4のとおりである。</p> <p>第10節 火災予防</p> <p>2 消防施設等の整備・強化</p> <p>(2) 資機材の備蓄</p> <p>イ 空中消火用資機材の備蓄 (略) なお、空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。 <u>石岡市消防本部</u> <u>常陸大宮市消防本部</u> <u>高萩市消防本部</u> 茨城県消防学校</p> <p>5 消防職団員の教育訓練</p> <p>(2) 消防団員科 基礎教育（日曜講座） 専科教育（タンク車課程，ポンプ車課程，小型ポンプ課程等） 幹部教育（中級幹部，指導員養成科等） 特別教育（一日入校等）</p> <p>第14節 要配慮者支援 (略) このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる要配慮者関連施設は風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。</p> <p>1 <u>要配慮者関連施設の安全体制の確保</u></p> <p>(1) 防災組織体制の整備 (略) 県及び市町村は、要配慮者関連施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。</p>	<p>る。</p> <p>第3節 道路・港湾の安全対策</p> <p>2 港湾 港湾及び主要漁港のけい留施設等の整備状況は、資料20-2～20-4のとおりである。</p> <p>第10節 火災予防</p> <p>2 消防施設等の整備・強化</p> <p>(2) 資機材の備蓄</p> <p>イ 空中消火用資機材の備蓄 (略) なお、空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。 <u>陸上自衛隊施設学校</u> 茨城県消防学校</p> <p>5 消防職団員の教育訓練</p> <p>(2) 消防団員科 基礎教育（日曜講座） 専科教育（タンク車課程，ポンプ車課程，小型ポンプ課程等） 幹部教育（指揮幹部，指導員養成科等） 特別教育（一日入校等）</p> <p>第14節 要配慮者支援 (略) このため、県、市町村及び<u>社会福祉施設，学校，医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）</u>は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。</p> <p>1 <u>要配慮者利用施設の安全体制の確保</u></p> <p>(1) 防災組織体制の整備 (略) 県及び市町村は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。</p>	<p>34</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>55</p> <p>55</p> <p>55</p>	<p>表記の修正・誤記の修正</p> <p>空中用消化資機材備蓄個所の変更</p> <p>消防学校の教育訓練の基準改正</p> <p>防災基本計画に基づく表記の修正</p> <p>防災基本計画に基づく表記の修正</p> <p>防災基本計画に基づく表記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(2) 緊急応援連絡体制の整備 (略) 施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の<u>要配慮者関連施設</u>との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。 (略)</p> <p>(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄 (略) 県及び市町村は、要配慮者の避難所ともなる<u>要配慮者関連施設</u>に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。</p> <p>(4) (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 要配慮者の救援体制の確保</p> <p>(3) 相互協力体制の整備 県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民(自主防災組織)、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの<u>住宅</u>ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (2) 災害対策本部設置及び廃止基準 ① 災害対策本部設置基準 災害対策本部は、次の場合で知事が必要を認めたときに</p>	<p>(2) 緊急応援連絡体制の整備 (略) 施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の<u>要配慮者利用施設</u>との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。 (略)</p> <p>(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄 (略) 県及び市町村は、要配慮者の避難所ともなる<u>要配慮者利用施設</u>に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難確保計画の策定等 <u>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害が発生するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u> <u>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 要配慮者の救援体制の確保</p> <p>(3) 相互協力体制の整備 県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民(自主防災組織)、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの<u>在宅</u>ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (2) 災害対策本部設置及び廃止基準 ① 災害対策本部設置基準 災害対策本部は、次の場合で知事が必要を認めたときに</p>	<p>55</p> <p>56</p> <p>56</p> <p>57</p>	<p>防災基本計画に基づく表記の修正</p> <p>防災基本計画に基づく表記の修正</p> <p>防災基本計画の修正及び水防法等の改正</p> <p>誤字の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					新計画 掲載頁	備考																																																
設置する。 ア 県下に大規模な災害が発生するおそれがあるとき イ 局地的災害が発生したとき ウ 県下に大規模な災害が発生したとき <u>（新設）</u> エ その他の状況により本部長が必要と認めたとき (4) 配備体制					設置する。 ア 県下に大規模な災害が発生するおそれがあるとき イ 局地的災害が発生したとき ウ 県下に大規模な災害が発生したとき <u>エ 大雨，暴風，高潮，暴風雪，大雪特別警報のいずれかが 県下に発表されたとき</u> オ その他の状況により本部長が必要と認めたとき (4) 配備体制					61	本部設置基準の整理																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制区分</th> <th>基準</th> <th>配備人員</th> <th>災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">連絡配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 (事前配備)</td> <td>第1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、若しくは大雨，暴風，高潮，暴風雪，大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。</td> <td>付表事前配備2の欄に掲げるもの</td> <td>災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					体制区分		基準	配備人員	災害対策本部等の設置	連絡配備		(略)	(略)	(略)	警戒体制 (事前配備)	第1	(略)	(略)	(略)	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、若しくは大雨，暴風，高潮，暴風雪，大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置	非常体制		(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制区分</th> <th>基準</th> <th>配備人員</th> <th>災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">連絡配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 (事前配備)</td> <td>第1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。</td> <td>付表事前配備2の欄に掲げるもの</td> <td>災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					体制区分		基準	配備人員	災害対策本部等の設置	連絡配備		(略)	(略)	(略)	警戒体制 (事前配備)	第1	(略)	(略)	(略)	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置	非常体制		(略)	(略)	(略)	61	本部設置基準の整理
体制区分		基準	配備人員	災害対策本部等の設置																																																							
連絡配備		(略)	(略)	(略)																																																							
警戒体制 (事前配備)	第1	(略)	(略)	(略)																																																							
	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、若しくは大雨，暴風，高潮，暴風雪，大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置																																																							
非常体制		(略)	(略)	(略)																																																							
体制区分		基準	配備人員	災害対策本部等の設置																																																							
連絡配備		(略)	(略)	(略)																																																							
警戒体制 (事前配備)	第1	(略)	(略)	(略)																																																							
	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置																																																							
非常体制		(略)	(略)	(略)																																																							
第2節 動員 災害応急対策活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。 <u>（略）</u>					第2節 動員 災害応急対策活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。 <u>県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」「2職員の動員・参集」に準ずる。</u>					67	地震編同様のため、記載を整理																																																
第3節 気象情報等計画					第3節 気象情報等計画																																																						

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考																																			
<p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>3 特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(5) 県警察本部関係 水戸地方気象台から県警察本部（警備課）に警察の通信系により各警察署に伝達される。</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="125 486 922 882"> <thead> <tr> <th>洪水予報発表 河川名</th> <th>国土交通省関東 地方整備局担当 官署</th> <th>気象庁 担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那珂川</td> <td rowspan="2">常陸河川国道事 務所</td> <td>水戸地方気象台・宇都宮地方気象台</td> </tr> <tr> <td>久慈川</td> <td>水戸地方気象台</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦・北浦</td> <td rowspan="3">霞ヶ浦河川事務 所</td> <td rowspan="3">水戸地方気象台・銚子地方気象台</td> </tr> <tr> <td>常陸利根川（外浪 逆浦含む）</td> </tr> <tr> <td>鱒川</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川</td> <td rowspan="3">下館河川事務所</td> <td rowspan="3">水戸地方気象台・宇都宮地方気象台</td> </tr> <tr> <td>小貝川</td> </tr> <tr> <td>大谷川</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県が管理する河川の洪水予報 （略）</p>	洪水予報発表 河川名	国土交通省関東 地方整備局担当 官署	気象庁 担当官署	那珂川	常陸河川国道事 務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台	久慈川	水戸地方気象台	霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務 所	水戸地方気象台・銚子地方気象台	常陸利根川（外浪 逆浦含む）	鱒川	鬼怒川	下館河川事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台	小貝川	大谷川	<p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>3 特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(5) 県警察本部関係 水戸地方気象台から通報される情報は、<u>県防災・危機管理課を経由して</u>県警察本部（警備課）に警察の通信系により各警察署に伝達される。</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="992 486 1789 882"> <thead> <tr> <th>洪水予報発表 河川名</th> <th>国土交通省関東 地方整備局担当 官署</th> <th>気象庁 担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那珂川</td> <td rowspan="2">常陸河川国道事 務所</td> <td>水戸地方気象台・宇都宮地方気象台</td> </tr> <tr> <td>久慈川</td> <td>水戸地方気象台</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦・北浦</td> <td rowspan="3">霞ヶ浦河川事務 所</td> <td rowspan="3">水戸地方気象台・銚子地方気象台</td> </tr> <tr> <td>常陸利根川（外浪 逆浦含む）</td> </tr> <tr> <td>鱒川</td> </tr> <tr> <td>鬼怒川（田川放水 路含む。）</td> <td rowspan="2">下館河川事務所</td> <td rowspan="2">水戸地方気象台・宇都宮地方気象台</td> </tr> <tr> <td>小貝川（大谷川含 む。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県が管理する河川の洪水予報 （略）</p>	洪水予報発表 河川名	国土交通省関東 地方整備局担当 官署	気象庁 担当官署	那珂川	常陸河川国道事 務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台	久慈川	水戸地方気象台	霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務 所	水戸地方気象台・銚子地方気象台	常陸利根川（外浪 逆浦含む）	鱒川	鬼怒川（田川放水 路含む。）	下館河川事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台	小貝川（大谷川含 む。）	<p>71</p> <p>71</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>
洪水予報発表 河川名	国土交通省関東 地方整備局担当 官署	気象庁 担当官署																																				
那珂川	常陸河川国道事 務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台																																				
久慈川		水戸地方気象台																																				
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務 所	水戸地方気象台・銚子地方気象台																																				
常陸利根川（外浪 逆浦含む）																																						
鱒川																																						
鬼怒川	下館河川事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台																																				
小貝川																																						
大谷川																																						
洪水予報発表 河川名	国土交通省関東 地方整備局担当 官署	気象庁 担当官署																																				
那珂川	常陸河川国道事 務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台																																				
久慈川		水戸地方気象台																																				
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務 所	水戸地方気象台・銚子地方気象台																																				
常陸利根川（外浪 逆浦含む）																																						
鱒川																																						
鬼怒川（田川放水 路含む。）	下館河川事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台																																				
小貝川（大谷川含 む。）																																						

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>伝達系統図（例：那珂川，久慈川）</p> <p>関東地方整備局 河川管理課 マイクロ 83-3776 FAX 83-3799 NTT 048-600-1338 NFA 048-600-1381</p> <p>気象庁予報部 NTT 03-3212-8341 NFA 03-3211-4923</p> <p>常陸河川国道事務所 調査第一課 マイクロ 143-83-11-351~357 FAX 143-83-11-359 NTT 0294-72-3171~3172 NFA 0294-72-5944</p> <p>水戸地方気象台 NTT 029-224-1105 NFA 029-233-1681</p> <p>共同発表</p> <p>NTT東日本 又はNTT西日本 (警報のみ) NTT(東) 022-263-0791 NFA(東) 022-263-0782 NTT(西) 06-4860-2015 NFA(西) 06-4860-2040</p> <p>茨城県 河川課 マイクロ 83-765-6708 FAX 83-765-6356 NTT 029-301-1367 NFA 029-301-6356</p> <p>久慈川上流出張所(久慈川) NTT 0295-52-0621 NFA 0295-52-0661</p> <p>久慈川下流出張所(久慈川) NTT 0294-72-4042 NFA 0294-72-1646</p> <p>那珂出張所(那珂川) NTT 029-289-4671 NFA 029-289-4672</p> <p>水戸出張所(那珂川) NTT 029-221-2794 NFA 029-221-2859</p> <p>茨城県防災・危機管理課 NTT 029-301-2885 NFA 029-301-2898</p> <p>NHK水戸放送局 NTT 029-232-9830 NFA 029-226-7300</p> <p>茨城県警察本部警備課 NTT 029-301-0110</p> <p>茨城放送 NTT 029-244-3991 NFA 029-243-8919</p> <p>土木・工事事務所</p> <p>市町村(水防管理団体)</p> <p>住 民</p> <p>凡 例 — 気象庁通信系 - - 専用線 - - 公衆網 — 専用電話 — 加入電話線 - - - - テレビ・ラジオ等</p> <p>第3 水位情報周知河川の水位情報等 1 常陸河川国道事務所，霞ヶ浦河川工事事務所及び下館河川事務所は，それぞれが管理する水位情報周知河川について，河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは，当該河川の水位又は流量を示して，県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。</p>	<p>伝達系統図（例：那珂川，久慈川）</p> <p>関東地方整備局 河川管理課 マイクロ 83-3776 FAX 83-3799 NTT 048-600-1338 NFA 048-600-1381</p> <p>気象庁予報部 NTT 03-3212-8341 NFA 03-3211-4923</p> <p>常陸河川国道事務所 調査第一課 マイクロ 723-351~358 FAX 723-359 NTT 029-240-4069 NFA 029-240-4086</p> <p>水戸地方気象台 NTT 029-224-1105 NFA 029-233-1681</p> <p>共同発表</p> <p>NTT東日本 又はNTT西日本 (警報のみ) NTT(東) 022-263-0791 NFA(東) 022-263-0782 NTT(西) 06-4860-2015 NFA(西) 06-4860-2040</p> <p>茨城県 河川課 マイクロ 83-765-6708 FAX 83-765-6356 NTT 029-301-1367 NFA 029-301-6356</p> <p>久慈川上流出張所(久慈川) NTT 0295-52-0621 NFA 0295-52-0661</p> <p>久慈川下流出張所(久慈川) NTT 0294-72-4042 NFA 0294-72-1646</p> <p>那珂出張所(那珂川) NTT 029-289-4671 NFA 029-289-4672</p> <p>水戸出張所(那珂川) NTT 029-221-2794 NFA 029-221-2859</p> <p>茨城県防災・危機管理課 NTT 029-301-2885 NFA 029-301-2898</p> <p>NHK水戸放送局 NTT 029-232-9830 NFA 029-226-7300</p> <p>茨城県警察本部警備課 NTT 029-301-0110</p> <p>茨城放送 NTT 029-244-3991 NFA 029-243-8919</p> <p>土木・工事事務所</p> <p>市町村(水防管理団体)</p> <p>住 民</p> <p>凡 例 — 気象庁通信系 - - 専用線 - - 公衆網 — 専用電話 — 加入電話線 - - - - テレビ・ラジオ等</p> <p>第3 水位情報周知河川の水位情報等 1 常陸河川国道事務所，霞ヶ浦河川事務所及び下館河川事務所は，それぞれが管理する水位情報周知河川について，河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは，当該河川の水位又は流量を示して，県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。</p>	74	番号の修正
		75	誤記の修正

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考																																																																								
<p>第5節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が使用できない場合</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p>イ 取扱い無線局 (略)</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="147 486 927 745"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>現在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省 下館河川事務所</td> <td>機械課</td> <td>筑西市二木成 1753 0296(25)2173</td> <td>308-0841</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 常陸河川国道事 務所</td> <td>防災課</td> <td>水戸市千波町 1962- 2 029(243)5134</td> <td>310-0851</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="147 778 927 973"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>現在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター</td> <td>総務課</td> <td>東茨城郡大洗町成田 町 4002 029(267)4141</td> <td>311-1313</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号	(略)				国土交通省 下館河川事務所	機械課	筑西市二木成 1753 0296(25)2173	308-0841	国土交通省 常陸河川国道事 務所	防災課	水戸市千波町 1962- 2 029(243)5134	310-0851	(略)				機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号	(略)				日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター	総務課	東茨城郡大洗町成田 町 4002 029(267)4141	311-1313	(略)				<p>第5節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が使用できない場合</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p>イ 取扱い無線局 (略)</p> <p>なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1016 486 1796 745"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>現在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省 下館河川事務所</td> <td>計画課</td> <td>筑西市二木成 1753 0296(25)2173</td> <td>308-0841</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 常陸河川国道事 務所</td> <td>防災課</td> <td>水戸市千波町 1962- 2 029(240)4074</td> <td>310-0851</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1016 778 1796 973"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>現在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター</td> <td>危機管理課</td> <td>東茨城郡大洗町成田 町 4002 番地 029(267)4141</td> <td>311-1393</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号	(略)				国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成 1753 0296(25)2173	308-0841	国土交通省 常陸河川国道事 務所	防災課	水戸市千波町 1962- 2 029(240)4074	310-0851	(略)				機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号	(略)				日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター	危機管理課	東茨城郡大洗町成田 町 4002 番地 029(267)4141	311-1393	(略)				88	誤記の修正
機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号																																																																								
(略)																																																																											
国土交通省 下館河川事務所	機械課	筑西市二木成 1753 0296(25)2173	308-0841																																																																								
国土交通省 常陸河川国道事 務所	防災課	水戸市千波町 1962- 2 029(243)5134	310-0851																																																																								
(略)																																																																											
機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号																																																																								
(略)																																																																											
日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター	総務課	東茨城郡大洗町成田 町 4002 029(267)4141	311-1313																																																																								
(略)																																																																											
機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号																																																																								
(略)																																																																											
国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成 1753 0296(25)2173	308-0841																																																																								
国土交通省 常陸河川国道事 務所	防災課	水戸市千波町 1962- 2 029(240)4074	310-0851																																																																								
(略)																																																																											
機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号																																																																								
(略)																																																																											
日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター	危機管理課	東茨城郡大洗町成田 町 4002 番地 029(267)4141	311-1393																																																																								
(略)																																																																											
<p>第11節 避難</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>特に、<u>避難準備・高齢者避難開始</u>の発令により、 (略)</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始 (略)</p> <p>なお、県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>第11節 避難</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>特に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、 (略)</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始 (略)</p> <p>なお、<u>指定行政機関、指定地方行政機関及び県</u>は、市町村から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。 <u>また、国〔国土交通省〕及び県は、市町村長による洪水時にお</u></p>	110	誤記の修正																																																																								
		110	防災基本計画に基づく修正																																																																								
		111	防災基本計画の修																																																																								

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>4 避難措置の周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>る避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</u></p> <p>4 避難措置の周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</u></p> <p><u>また、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>112</p> <p>112</p> <p>112</p>	<p>正・県減災対策協議会の緊急行動計画にホットラインの取組</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>
<p>第15節 要配慮者安全確保対策</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) <u>要配慮者関連施設</u>入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。</p> <p>4 <u>要配慮者関連施設</u>入所者等に対する安全確保対策</p> <p>(1) 救助及び避難誘導</p> <p>施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。</p> <p>県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の<u>要配慮者関連施設</u>、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等にも協力を要請する。</p> <p>(4) 介護職員等の確保</p> <p>施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定</p>	<p>第15節 要配慮者安全確保対策</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) <u>要配慮者利用施設</u>入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。</p> <p>4 <u>要配慮者利用施設</u>入所者等に対する安全確保対策</p> <p>(1) 救助及び避難誘導</p> <p>施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。</p> <p>県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の<u>要配慮者利用施設</u>、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等にも協力を要請する。</p> <p>(4) 介護職員等の確保</p> <p>施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定</p>	<p>122</p> <p>122</p>	<p>防災基本計画に基づく表記の修正</p> <p>防災基本計画に基づく表記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>に基づき、他の<u>要配慮者関連施設</u>及び市町村等に対し応援を要請する。</p> <p>県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の<u>要配慮者関連施設</u>やボランティア等へ協力を要請する。</p> <p>(6) ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、<u>要配慮者関連施設機能の早期回復</u>を図るため、優先復旧に努める。</p> <p>第18節 防疫計画 1 主旨 被災地の防疫措置を迅速かつ<u>強力に実施し、感染症まん延の未然防止を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 県の実施事項 (1) 県は、被災市町村の実情に応じ保健所職員をもって防疫班を編成し、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行う。</u></p> <p>ア 被害状況の調査指導及び市町村指導 イ 法に基づき就業制限、入院勧告を要する患者に対する措置 ウ 積極的疫学調査及び健康診断 エ 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限、移動禁止、消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄等の実施 オ <u>多人数の集合する場所（集団避難所）への予防上必要な設備の設置</u> カ 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施 キ 生活用水の使用制限、禁止及び市町村に対する用水供給の指示 ク <u>臨時予防接種の実施又は指示</u></p> <p>ケ <u>そ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施</u> コ 厚生労働大臣に対する応援要請</p> <p>(2) <u>実施期間</u></p>	<p>に基づき、他の<u>要配慮者利用施設</u>及び市町村等に対し応援を要請する。</p> <p>県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の<u>要配慮者利用施設</u>やボランティア等へ協力を要請する。</p> <p>(6) ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、<u>要配慮者利用施設の機能の早期回復</u>を図るため、優先復旧に努める。</p> <p>第18節 防疫 1 方針 被災地の防疫措置を迅速かつ<u>適切に実施し、感染症の発生の予防やまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行うものとする。</u></p> <p>2 県の実施事項 (1) 被災市町村の実情に応じた<u>保健所職員による防疫班の編成</u></p> <p>(2) 被害状況の調査指導及び市町村指導 (3) 法に基づき就業制限、入院勧告を要する患者に対する措置 (4) 積極的疫学調査及び健康診断 (5) 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限、移動禁止、消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄等の実施 (6) <u>避難所への感染症予防対策物品の供給</u></p> <p>(7) 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施 (8) 生活用水の使用制限、禁止及び市町村に対する用水供給の指示 (9) <u>そ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施</u> (10) <u>厚生労働大臣に対する応援要請</u></p> <p>(11) <u>臨時予防接種の実施又は指示（削除）</u></p>	<p>123</p> <p>128</p>	<p>防災基本計画に基づく標記の修正</p> <p>文言の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p><u>災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね 10 日間とする。</u></p> <p>3 <u>市町村長の実施事項及び要請事項</u> <u>市町村長は県の指示に基づき次の事項を行うものとする。</u></p> <p>(1) 実施事項 ア 清潔方法及び消毒方法の施行（法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項） イ そ族昆虫等の駆除（法第 28 条第 2 項） ウ 生活用水の供給（法第 31 条第 2 項） エ 避難所の衛生管理及び防疫指導 オ 臨時予防接種の実施（予法第 6 条） (2) <u>市町村長は、あらかじめ防疫用資材の調達方法を確立しておく。</u></p>	<p>3 <u>市町村の実施事項及び要請事項</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項）</u> (2) <u>そ族昆虫等の駆除（感染症法第 28 条第 2 項）</u> (3) <u>生活用水の供給（感染症法第 31 条第 2 項）</u> (4) <u>避難所の衛生管理及び防疫指導</u> (5) <u>臨時予防接種の実施（予法第 6 条）</u> (6) <u>防疫用資材の調達方法の確立</u></p>	128	文言の修正
<p>第 2 7 節 農地農業</p> <p>1 農地</p> <p>(1) 農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。</p> <p>(2) 農業用施設 ア 堤防 湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。 イ 水路 素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。</p> <p>(3) 頭首工 一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。</p> <p>(4) 農道 特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。</p>	<p>第 2 7 節 農地農業</p> <p>1 農地</p> <p>(1) <u>土地改良区等は、</u>農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。</p> <p>(2) 農業用施設 ア 堤防 <u>土地改良区等は、</u>湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。 イ 水路 <u>土地改良区等は、</u>素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。</p> <p>(3) 頭首工 <u>土地改良区等は、</u>一部被災の場合は<u>土のう</u>積等、全体被災の場合には石積工、杭柵工等を行う。</p> <p>(4) 農道 <u>市町村は、</u>特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。</p>	155	実施主体を明記
<p>第 3 章 災害復旧計画</p> <p>第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第 2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>第 3 章 災害復旧計画</p> <p>第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第 2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	156	実施主体を明記

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>イ 災害等の突発的事由により、<u>特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。</u></p> <p>(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 <u>激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。</u></p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融その他の資金 第1 農林漁業復旧資金 3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） (2) 貸付利率 年0.16%～0.30%（償還期間により異なる） ※H29.1.23現在の利率</p> <p>第2 中小企業復興資金 4 <u>一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。</u> 5 <u>県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等の措置を行う。</u></p> <p>3 海上災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 5 県民等への情報提供 〔海上保安部，県（知事公室，生活環境部），市町村〕</p> <p>4 航空災害対策計画 第2章 災害応急対策 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 〔県（知事公室，警察本部），市町村，道路管理者〕</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県（知事公室），市町村〕</p>	<p>イ 災害等の突発的事由により、<u>経営の安定に支障を生じている中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について保証の特例が定められている。</u></p> <p>(2) <u>廃止前の</u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 <u>激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。</u></p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融その他の資金 第1 農林漁業復旧資金 3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） (2) 貸付利率 年0.20%～0.30%（償還期間により異なる） ※H29.10.19現在の利率</p> <p>第2 中小企業復興資金 4 <u>その他の措置</u> <u>一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。</u></p> <p>3 海上災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 5 県民等への情報提供 〔海上保安部，県（知事直轄，生活環境部），市町村〕</p> <p>4 航空災害対策計画 第2章 災害応急対策 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 〔県（知事直轄，警察本部），市町村，道路管理者〕</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県（知事直轄），市町村〕</p>	<p>167</p> <p>167</p> <p>170</p> <p>171</p> <p>192</p> <p>212</p> <p>213</p>	<p>中小企業信用保険法の改正</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止</p> <p>利率の変更</p> <p>地震災害対策計画編に合わせた修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考																																																												
<p>5 鉄道災害対策計画 第2章 災害応急対策計画 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 1 県内の道路状況 (単位：km)</p> <table border="1" data-bbox="152 627 927 879"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車道</td> <td>3</td> <td>192.7</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>2</td> <td>52.1</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>17</td> <td>1,104.8</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>317</td> <td>3,406.1</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>196,588</td> <td>51,284.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>196926</td> <td>56,021.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(高速自動車道及び一般有料道路は，平成28年4月1日現在。 その他は平成26年4月1日現在) ※ 東水戸道路は一般有料道路に含む。</p> <p>3 県内の交通量 茨城県内における平均交通量は，平日が7,747台/12hである。 (平成22年度道路交通センサス) (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="152 1331 927 1471"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-244-6346</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車道	3	192.7	一般有料道路	2	52.1	一般国道	17	1,104.8	県道	317	3,406.1	市町村道	196,588	51,284.2	合計	196926	56,021.8	機関名	担当部署	電話番号	(略)			国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346	<p>5 鉄道災害対策計画 第2章 災害応急対策計画 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県（知事直轄），市町村〕</p> <p>6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 1 県内の道路状況 (単位：km)</p> <table border="1" data-bbox="1021 627 1796 879"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車道</td> <td>3</td> <td>192.7</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>2</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>17</td> <td>1,096.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>317</td> <td>3,403.0</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>194,154</td> <td>51,137.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>199,493</td> <td>55,900.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(高速自動車道及び一般有料道路は，平成29年4月1日現在。 その他は平成27年4月1日現在) ※ 東水戸道路は一般有料道路に含む。</p> <p>3 県内の交通量 茨城県内における平均交通量は，平日が7,726台/12hである。 (平成27年度道路交通センサス) (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="1021 1331 1796 1471"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-240-4073</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車道	3	192.7	一般有料道路	2	70.5	一般国道	17	1,096.7	県道	317	3,403.0	市町村道	194,154	51,137.7	合計	199,493	55,900.6	機関名	担当部署	電話番号	(略)			国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073	<p>226</p> <p>228</p> <p>234</p> <p>234</p>	<p>表記の修正</p> <p>事業進捗等による更新</p> <p>情報更新</p> <p>表記の修正</p>
道路の種類	路線数	実延長																																																													
高速自動車道	3	192.7																																																													
一般有料道路	2	52.1																																																													
一般国道	17	1,104.8																																																													
県道	317	3,406.1																																																													
市町村道	196,588	51,284.2																																																													
合計	196926	56,021.8																																																													
機関名	担当部署	電話番号																																																													
(略)																																																															
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346																																																													
道路の種類	路線数	実延長																																																													
高速自動車道	3	192.7																																																													
一般有料道路	2	70.5																																																													
一般国道	17	1,096.7																																																													
県道	317	3,403.0																																																													
市町村道	194,154	51,137.7																																																													
合計	199,493	55,900.6																																																													
機関名	担当部署	電話番号																																																													
(略)																																																															
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073																																																													

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動 〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）</p> <p>5 県民等への情報提供 〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策</p> <p>2 危険物の漏洩応急対策 (2) 水溶性危険物の漏洩対策 〔県（生活環境部）〕 (略) また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたるものとする。<u>公害技術センターは水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するものとする。</u></p> <p>第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署は連携して、応急対策を実施するものとする。 (略)</p> <p>9 林野火災対策計画</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消化活動</p> <p>4 空中消火活動 〔県（生活環境部，農林水産部），市町村，防災関係機関〕 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動 〔県（知事直轄），市町村〕</p> <p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）</p> <p>5 県民等への情報提供 〔県（知事直轄），市町村〕</p> <p>第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策</p> <p>2 危険物の漏洩応急対策 (2) 水溶性危険物の漏洩対策 〔県（生活環境部）〕 (略) また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたる<u>とともに、把握情報を随時関係機関へ提供するものとする。</u></p> <p>第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署等は連携して、応急対策を実施するものとする。 (略)</p> <p>9 林野火災対策計画</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消化活動</p> <p>4 空中消火活動 〔県（生活環境部，農林水産部），市町村，防災関係機関〕 (略)</p>	<p>239</p> <p>253</p> <p>259</p> <p>266</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>現行「茨城県緊急水質事案対策要領」に合わせた修正</p> <p>市町村（消防機関）も関係機関であることから、記載を適正化</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>・空中消火用資機材等 <u>県内3カ所（石岡市消防本部，常陸大宮市消防本部，高萩市消防本部）に管理されている水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し，上空から散水する。</u></p>	<p>・空中消火の方法 <u>水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し，上空から散水する。</u></p>	288	水のう型散水装置の備蓄個所の変更に伴う修正